

IT Topics & News

第1回地方創生IT利活用推進会議を開催 自治体向け促進プランを策定へ

【IT総合戦略本部】

2月12日、第1回地方創生IT利活用推進会議が開催された。地方創生IT利活用推進会議は、1月23日に開催された第67回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）で設置が決められた組織で、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けて、地方における自治体や企業のITを活かした取り組みの導入を促進し、その効果を高めるための方策を策定するために、IT総合戦略本部のもとに設置された（図1）。

会議は、情報通信技術（IT）政策担当大臣を議長とし、構成員は本部長が指名する者をもって構成される。構成員は、内閣府副大臣（情報通信技術（IT）政策担当、国家戦略特区担当、地方創生担当）、経済産業副大臣、総務副大臣ら7名からなる。議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができ、小売業界、大学、自治体、医療機関などから12名の有識者が選定されている。新戦略推進専門調査会の各分科会での議論についても適宜連携し、親会などで議論されることとなり、これらにより策定されたプランは世界最先端IT国家創造宣言に反映され、各自治体によって2015年度中に策定される「地方版総合戦略」の指針となる。

今後、有識者らによるワーキンググループや地方視察も交えながら検討が進められることが報告され、ワーキンググループにおける意見聴取についての中間とりまとめを経て、6月には、「地方創生に資するIT利活用促進プラン（仮称）」の策定が予定されている。

地方視察は、地方創生IT利活用推進会議（親会）及び政策企画ワーキンググループにおける「地方創生に資するIT利活用促進プラン（仮称）」の策定にあたり、地方でのIT利活用の実態を踏まえたものにするため実施されるもので、地方視察先としては以下の三つが選定基準とされている。①地方自治体や企業等の先進的取組のうち、ITを上手に活用している事例があること、②「雇用創出・生産性向上」、「住みやすい地域創り」、「地方自治体の効率化」をIT利活用によって目指している事例があること、③IT利活用を推進するため、規制改革等の「障壁」解消の検討につながる事例があること。

地方視察の参加想定メンバーは、情報通信技術（IT）

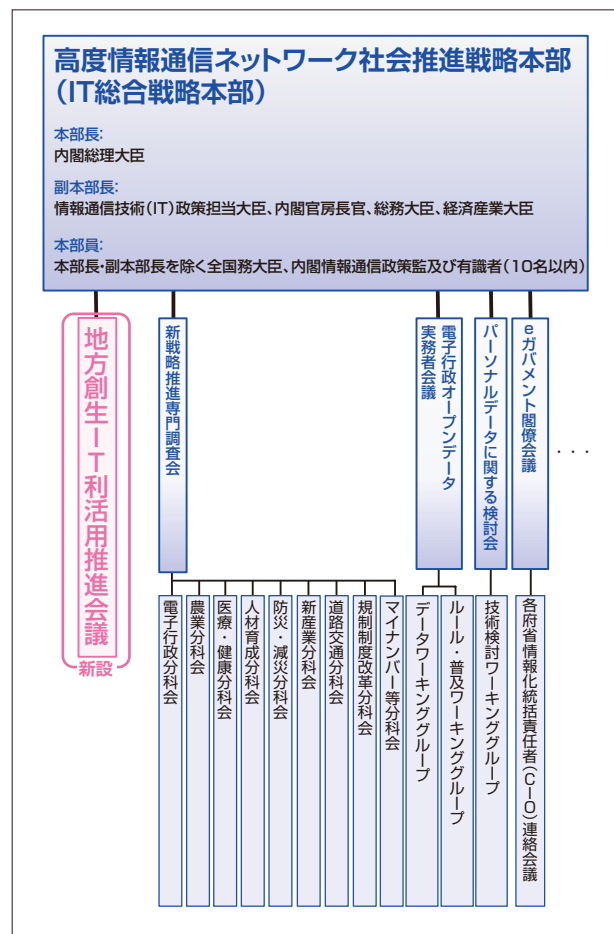
政策担当大臣、政府CIO、副政府CIO、関係府省庁など、親会及びワーキンググループのメンバーで、地方視察では、現地視察や地元地方自治体首長、地元企業・大学関係者などとの意見交換が行われる。

会議では有識者からのプレゼンテーションも行われた。「高齢者のICTスキルを向上させ地方を元気にするシニアネット」「大学の地域活性化」「宮崎県日南市におけるITの利活用」「地域創生とIT」「地方ならではの人材活性化」などをテーマにしたもので、各分野における専門家ならではの視点で、地域におけるITの利活用についての状況や今後の課題が発表され、参加者たちによる意見交換がなされた。

今後は、6月に公表予定の「地方創生に資するIT利活用促進プラン（仮称）」に向け、プランのとりまとめ、地方視察などが行われる予定となっている。

※詳しくはIT総合戦略本部のニュースリリースを参照
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2>

（図1）地方創生IT利活用推進会議の概要



第9回電子行政オープンデータ実務者会議を開催

【IT総合戦略本部】

2月10日、第9回電子行政オープンデータ実務者会議が開かれ、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（案）」と、オープンデータに対して、これから具体的な取り組みを始めようとする自治体を対象とした「手引書（案）」が発表された。

現在、スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワークング・サービス（SNS）の普及、またモノのインターネット（Internet of Things、IoT）の進展など、情報通信技術は社会インフラとして不可欠なものとなっているが、膨大で多種多様な情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していくことが期待されている。また、地方公共団体におけるオープンデータの取り組みについては、先進的な地方公共団体がある一方で、全体としてはまだ一部の地方公共団体が取り組んでいるに過ぎない状況にあるが、オープンデータに関する地域のコミュニティ活動の事例も増えつつあり、住民参加型の課題解決についての職員や住民の意識改革という観点からも期待が高まっている。「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（案）」は、そのような状況の中、地方公共団体におけるオープンデータを普及拡大する観点から、地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的考え方などを整理し、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう策定されたものとなる。地方公共団体におけるオープン

データ推進の意義・目的としては地域の課題を解決する手段として、①経済の活性化、新事業の創出、②官民協働による公共サービス（防災・減災を含む）の実現、③行政の透明性・信頼性の向上の三つが掲げられている。

また、オープンデータに取り組むにあたって、オープンデータの公開と利活用により、地域の課題を解決する視点が重要であるとしている。内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が2014年11月に全国の地方公共団体に対して実施したオープンデータに関するアンケートでは、地方公共団体が認識している地域課題の上位は「人口減少、少子高齢化」、「防災、災害対策」、「まちづくり、産業雇用創出」となっており、同じく11月に全国の住民に対して実施されたオープンデータに関するアンケートでは、住民にとって関心の高い公共データは「医療、福祉」、「税金、くらし」、「防災」、「交通情報」となっている。ガイドラインでは、地方公共団体の規模や地域性により地域課題は多様であるが、こうした地域課題のうち、まずはこのような各地方公共団体で共通性のあるテーマや、住民のニーズが高いテーマに優先的に取り組むことが効果的であると考えられるとまとめられている。このほか、ガイドラインでは、オープンデータ推進に関する取り組み体制、データ公開などに関する基本的な考え方、オープンデータの利活用促進のための環境整備についてなどがまとめられている。

※詳しくはIT総合戦略本部のニュースリリースを参照
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2>